

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます。

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、生計を維持している配偶者やお子様がいます場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成22年4月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律（平成23年4月1日施行）」（以下、法）により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者や子がいる場合にも届出によって加算を行うことになります。

今までは

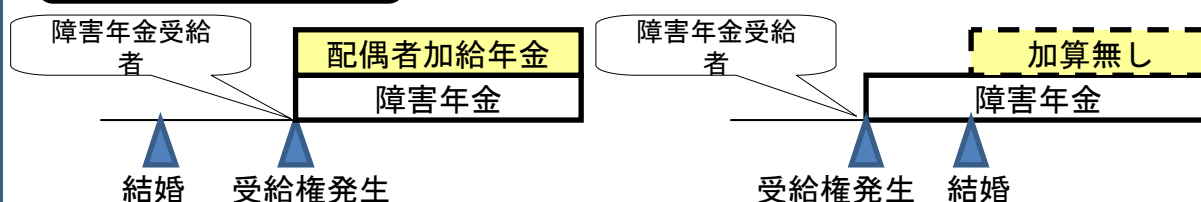
- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者や子を有している場合には、受給権発生時（※）から加算の対象となります。
※受給権発生時における生計維持関係を確認することになります。

これからは加算の範囲が拡大されます！

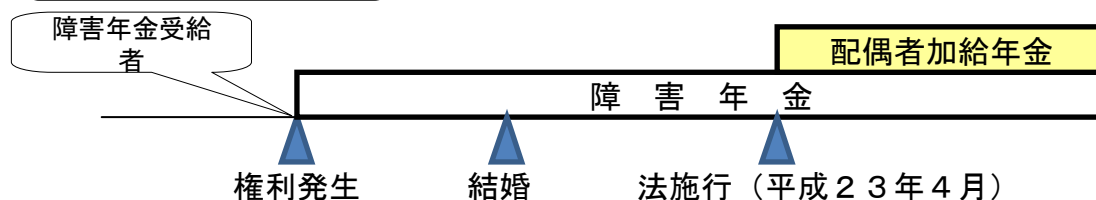
- 法施行前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子を有している場合には、法施行時（※）から加算の対象となります。
※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することになります。
- 法施行後において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子を有することとなった場合は、その事実が発生したところ（※）から加算の対象となります。
※婚姻、出生時の事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

《配偶者の加算が行われる具体例》

平成23年3月まで



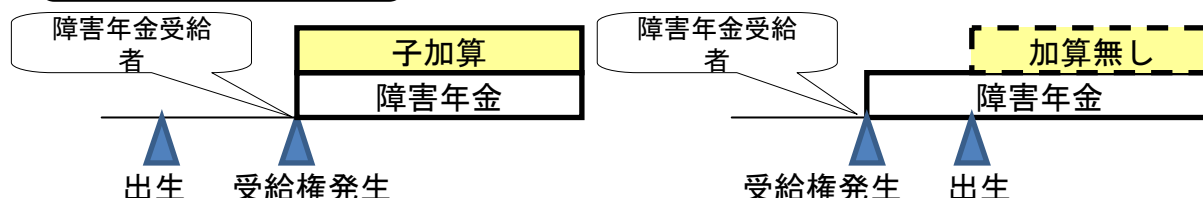
平成23年4月から



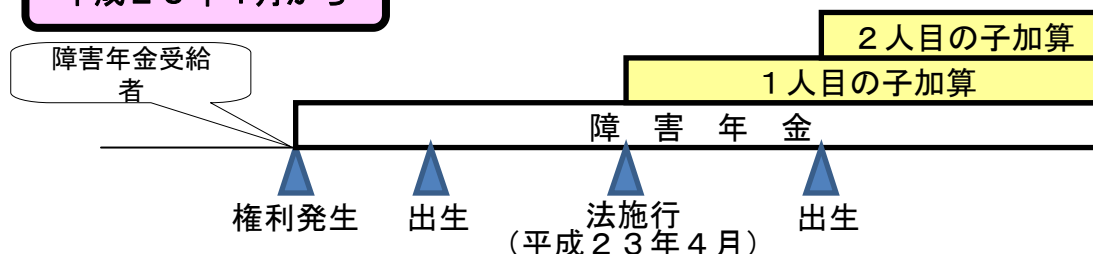
※障害年金を受ける権利が発生した後に生計を維持する配偶者を有した方で、平成23年4月の法改正前に配偶者が既に65歳に到達されている方は、ご自身の年金に配偶者加給年金を加算することができませんが、配偶者が一定の要件を満たす場合は、配偶者の年金に振替加算を加算できます。

《子の加算が行われる具体例》

平成23年3月まで



平成23年4月から



障害基礎年金の子加算の運用の見直しに伴う児童扶養手当との関係について

児童扶養手当は、その多くが児童を監護する母子家庭又は、児童を監護しかつ生計を同じくする父子家庭などの「ひとり親家庭」に支給されますが、両親がいる場合であって、父又は母が児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態（国民年金または厚生年金保険法施行令別表の1級相当）にあれば、その児童の母又は父に支給されます。

また、当該児童が障害の状態にある父又は母との間に生計維持関係があり、障害年金の子加算の対象となっているときは、児童扶養手当が支給されないことになります。

この度の法施行により、障害年金の受給権発生後に生計を維持する子を有した場合に子加算を行うことになりましたが、当該加算が支給されることによって、これまで支給されていた児童扶養手当が支給されなくなる場合があります。

そのため、障害年金の子加算に係る「生計維持」の取扱いを見直し、児童扶養手当額が障害年金の子加算額を上回る場合は、年金受給権者とお子様の間には生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

つきましては、児童扶養手当と障害年金における子加算のどちらを受けるかについては、受給者世帯において双方の金額をご確認の上ご検討いただくことになります。児童扶養手当と障害年金の子加算の受給変更に伴う年金の手続きについては、法施行日である平成23年4月1日以降に手続きいただきますようご説明をお願いします。

○児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法施行令1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当が障害年金の子加算と受給変更が可能となります。

○児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

広報の広場

平成23年4月から「障害年金加算法」が施行されます。

これまでは障害年金を権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うことになります。

平成23年3月までは

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、受給権発生時（※）から加算の対象となります。
※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます！

- 平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、法施行時（※）から加算の対象となります。
※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することになります。
- 平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合は、その事実が発生した時点（※）から加算の対象となります。
※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。
詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

- **児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは**
両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更が可能となります。
- **児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは**
母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害基礎年金の子加算で受給変更ができません。

◆照会先

【障害年金加算改善法について】

- ・お近くの年金事務所、街角の年金相談センター及び市区町村の国民年金担当窓口
(年金の手続きについては、平成23年4月1日以降に手続きいただきますようお願いいたします。)

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

- ・市区町村児童扶養手当担当窓口